

教育、民生常任委員会
報 告 書

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

美 里 町 議 会

教育、民生常任委員会

1. 政策研究に関する事項

「学校給食費補助制度および食材の地場産利用拡大について」

2. 目的

本町においては学校給食法に基づき、心身共に健全な発達に資するため学校給食が実施されている。また、食育基本法には児童の食育の担い手はまず家庭であるとしているが、学校も積極的に取り組むものとして実施されている。

本町では子どもの医療費は中学校卒業まで入院、通院ともに無料化するなど、子育て支援に取り組んでいるところであるが、学校給食費は家計の中において教育費の占める割合が大きくなっている状況であることから、経済的負担軽減のさらなる子育て支援策について研究する必要があると考える。

また、学校給食食材の地場産利用拡大については、子どもたちに、より多くの安全・安心な食材を提供すること、そしてそれが本町の農業振興発展にも結び付くことから進める必要があると考える。

これらのことから、未来を担う子どもたちの心身共に健全な発達に資するため、また、さらなる子育て支援策として「学校給食費の助成制度の取り組み」および「学校給食食材の地場産利用拡大の取り組み」について調査・研究することとした。

3. 経過

2月12日	政策研究テーマを決定。
4月9日	研究テーマの今後の取り組み事項を協議。
4月16日	所管事務調査先について協議。
5月28日	<ul style="list-style-type: none">・教育総務課職員から学校給食法及び食育基本法と当町の学校給食の状況について説明を聞く。・所管事務調査先を確認。
6月26日	<ul style="list-style-type: none">・教育総務課職員から給食費の未納状況、給食費全額無償化した場合の町の負担額、食材の搬入ルート、残食の状況について説明を聞く。・所管事務調査視察内容を協議。
7月14日～15日	栃木県大田原市と群馬県神流町を視察研修。
8月6日	所管事務調査のまとめ。

10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマについて、これまで調査を行った事項を確認。 ・学校給食費への補助制度および食材の地場産利用拡大について協議。
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の現状について町の栄養教諭・栄養職員との意見交換。 ・文部科学省からの給食費補助について確認。本町の児童生徒の要保護・準要保護の人数と給食費に係る金額について確認。 ・一世帯に小学生または中学生がいる人数について確認。
11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度を導入した場合の交付税ペナルティについて確認。 ・委員会報告書のまとめ。
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書のまとめ。

4. まとめ

食育基本法は、「児童生徒の食育の担い手は、まず家庭であり、学校も積極的に取り組むものと」しているが、家庭や学校だけがその役割を果たせば食育の目的が達成されるというのではなく、子どもたちを心身ともに健全に育て上げることは保護者のみならず、町全体として取り組んでいくことを基本に進めていく必要がある。

学校給食費補助を行うことは、保護者への経済的負担を軽減するのみならず、さらには若者定住化、少子化対策にも結び付くことである。

また、地場産利用拡大は、子どもたちの郷土愛を育み、心身ともに健康な大人に育て上げるため、なお一層推進する必要がある。

このことは、本町の農業振興にも結び付くことである。

以上の事から、下記事項を提言し、町当局に対し政策に反映されるよう強く要望する。

記

1. 学校給食費補助について

小学校、中学校に在学している児童・生徒について月1,000円(年間12,000円)の助成を行う。

また、在学している3人目以降については半額助成とする。

2. 学校給食食材の地場産利用拡大について

教育委員会が中心となり、食材の地場産品利用拡大を進める必要がある。

そのためには、生産者、JAみどりの、学校および担当関係課と協議をもち、安定した生産と供給の確保を推進すべきである。